

平成29年10月25日

## 賃貸住宅供給促進計画

### 国土交通省住宅局安心居住推進課

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成27年4月9日国住心第228号）第4第4号(1)チに規定する賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

#### 1. 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第3条第1号から第10号までに定める者とする。

#### 2. 計画期間

平成29年10月25日から当分の間とする。